

「こども家庭センター」を 開設しました

子育て家庭に切れ目のない支援を

本市は、“子育て世代包括支援センター（母子保健）”と“こども家庭総合支援拠点（児童福祉）”を統合して、すべての妊産婦、子育て家庭、子どもに向けた相談支援を「こども家庭センター」で一体的に行います。

また、スクールソーシャルワーカーも同センターに配置して、学校との情報共有もスムーズに行い、関係機関と連携して支援します。



これまでの相談窓口

市保健センター

- 母子健康手帳の交付
- たがわ出産・子育て
応援事業
- 産後ケア事業
- 母乳育児相談
- 乳児家庭全戸訪問
- 乳幼児健診
- 親子ふれあい教室
(個別発達相談)



統合



こども家庭支援室

- 児童虐待相談
- 児童養育相談
- ひとり親に関する相談
- ヤングケアラーに関する相談



これからの相談窓口

こども家庭センター

- 妊娠・出産のこと
- 育児・子育てのこと
- 子どもの発育・発達のこと
- 子どもの虐待のこと
- ヤングケアラーのこと
- 子どもの貧困のこと
- 不登校・子どもの問題行動のこと

※乳幼児健診の会場は、これまでどおり市保健センターです。

こども家庭センターの体制

連携・情報共有

スクールソーシャル
ワーカー

家庭児童相談員

看護師

虐待対応専門員

保健師

助産師

社会福祉士



すべての子どもとその家庭および妊産婦に、さまざまな役割の相談員が連携して相談支援を行います。

子どもにとって大切な権利を保障するために「田川市子どもの権利条例」を制定しています

本市では令和4年4月1日に「田川市子どもの権利条例」を制定し「子どもは無限の可能性を秘めた将来を担うこのまちの宝」として、社会全体で愛情をもって、子どもを守り育て、健やかな成長が保障されるまちづくりを目指しています。



【子どもの大切な4つの権利】子どもは生まれながらに大切な権利を持っています

安心して生きる権利

- 命が守られること
- 健やかな成長や発達を妨げる環境から守られること

豊かに育つ権利

- 個性が大切にされ、個性を伸ばすこと
- 必要なときに休み、安心できる場で休息し、自分に合った歩みで学ぶこと

守られる権利

- あらゆる形態の差別を受けないこと
- 身体的、心理的、性的な暴力を受けないこと
- 放置されないこと

参加する権利

- 自分の気持ちや考えを表すことができ、これらを大切に受けとめられること
- 自分の気持ちや考えを表すために必要なコミュニケーションの力を伸ばす機会があること

これらの子どもの権利が侵害されたときに救済する機関として「田川市子どもの権利救済委員会」を設置しています。子どもや保護者などが、子どもの権利の侵害について、電話や市ホームページ、面談で相談することができます。